

「足立区第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画素案」に対する
パブリックコメントの実施結果及び意見に対する区の考え方

1 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間

令和2年11月25日（水）から令和2年12月25日（金）まで

(2) 意見提出数など

① 意見提出者数

- 法人 1法人
- 団体 1団体
- 個人 2名

② 提出方法

- | | |
|------------------|--------|
| 窓口への持参 | 1名・1法人 |
| 郵送 | なし |
| ファクシミリ | なし |
| 区ホームページの意見受付フォーム | 1名・1団体 |

③ 意見の件数

- 法人 14件
- 団体 1件
- 個人 10件
- 計 25件 同趣旨の意見を集約した件数 24件

2 意見及び区の考え方（表中の頁は素案の該当頁）

No	寄せられた意見	区の考え方
「計画策定の背景」に関すること		
1 1頁	計画策定の背景について、国の障害者基本計画に基づく足立区障がい者計画にふれており、その前提となる障害者権利条約を位置づけ、ふれてほしい。	障害者権利条約については足立区障がい者計画の中に記載しています。本計画には明記していませんが、その理念に基づき策定しています。 (障がい福祉課)
「国の成果目標に対する足立区の目標」に関すること		
2 11頁	児童発達支援センターの増設について、次期には確実な実行を期待する。	次期計画期間中の開設に向け、準備を進めます。 (障がい福祉課)
「目標達成のための「足立区障がい者計画」施策体系図」に関すること		
3 15頁	施策体系図について、15頁の見出しにある、「足立区障がい者計画」は「足立区障がい福祉計画」ではないか。	この体系図は「障がい者計画」のもので間違いありません。 (障がい福祉課)

No	寄せられた意見	区の考え方
【ひと】柱立て（1）「さまざまな場面における障がい福祉を担う人材の育成」に関すること		
4 25頁	移動支援事業について、重要な社会資源である。計画は今期と比べ研修修了者数が減っており、サービスの質の低下や供給量の減少を招きかねないので受講者数を増やしてほしい。	今期は計画値に対して実績値が大きく下回りました。次期は演習日程や内容の見直しを進めて、研修受講者を増やし、質の向上に取り組みます。 (障がい福祉センター)
5 31頁	インターンシップの受け入れについて、大学の就職課やキャリアセンター等との連携協議の場を設け、受け入れる法人の参加を検討してほしい。また、人材確保のための広報活動等への具体的な支援を検討してほしい。	大学等との連携協議の場には、法人の皆さんにも参加いただきたいと考えます。また、人材確保のための支援策に関しても、一緒に検討いただきたいと思います。 (障がい福祉課)
【ひと】柱立て（2）「障がいの理解と障がい者に対する差別解消に向けた取り組み」に関すること		
6 33頁	障がい者に対する理解について、社会全体に深めていく取組みは極めて重要である。差別や偏見をなくすため、研修の対象と回数を拡充し、様々なイベント等を実施して欲しい。	区内で開催される各種イベントでブースを設けるなど、あらゆる機会を捉えて、障がい者理解促進等の啓発事業に積極的に取り組みます。 (障がい福祉課)
【くらし】柱立て（1）「乳幼児期から青年期までの切れ目ない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築」に関すること		
7 44頁	気づきのしくみについて、保育園が対象で幼稚園は外されている。このしくみでカバーされない子どもたちについてどう考えていくのか。	現在保育園全園で、該当年齢人口の5割が対象となります。今後幼稚園への実施は相談体制の確立、療育機関の充実と合わせて検討します。 (こども支援センターげんき)
8 45頁	チューリップシートについて、入学児童全員に提出を求めていて、学校が必要な情報を収集するためのツールとなっていないか。当初は就学支援シートとして、支援を必要とする子どもの家族が、その必要性を学校に伝える目的だった。本来の趣旨の就学支援シートのあり方を検討すべき。	現在、全ての保護者が子どもの情報を学校に伝えるツールとして活用しています。小学校は必要とする子どもも含め個人面談時や、学校生活支援シート作成に活用しています。また就学前機関から提出される指導要録等や個別支援計画、療育機関からの情報提供書等も、必要に応じて活用しています。 (こども支援センターげんき)

No	寄せられた意見	区の考え方
9 50頁	放課後等デイサービスについて、質の向上は各事業所が責任を持って取り組むべき内容だが、行政でなければ実行できない監査等により、質の向上の一契機としてほしい。	指導検査は、東京都の役割となっており、区は発達支援体制強化のための集合研修、専門職派遣による支援助言、ネットワークによる事業所間の連携構築等に取り組んでいます。 (障がい福祉センター)
10 51頁	入所調整について、多様なニーズを持つ在校生が増えているため、区・特別支援学校・施設の連携を密にし、施設へのスムーズな入所移行へ繋げてほしい。	現在実施している入所調整のしくみの中で、区が中心となり、三者の連携強化に取り組みます。 (障がい福祉課)
【くらし】柱立て（2）「成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実」に関すること		
11 54頁	短期入所について、「中重度の障がい者に対応できる」ということを入れてほしい。	中重度の必要性を強調するため、「中・重度の障がい者に対応できる事業所」と追記しました。 (障がい福祉課)
12 54頁	緊急一時保護事業について追記をしてほしい。介護者の高齢化が進み、入院等で緊急に家族が介護できない状態になった時に、一時的に看てもらえる体制が必要。	緊急一時保護事業は地域生活支援拠点等の整備の中に位置づけ、令和2年度から事業を開始しており、事業拡充に引き続き取り組みます。 (障がい福祉課)
13 60頁	共同生活援助（グループホーム）について、区内定員数が計画を大きく上回る実績であるのに、次期は現状の延びと乖離する計画となっている理由は。	今期の計画値を上回って増えたのは中軽度の障がい者を対象とする共同生活援助のみでした。そのため、次期は中重度対応に絞って整備を進める方針としたことによるものです。 (障がい福祉課)
14 60頁	共同生活援助について、住み慣れた地域での生活や、入所施設からの地域移行のためにも不可欠だが、重度障がい者の対応に必要な職員等の確保が課題となっている。整備のための具体的な施策を示し、都と重複しない区の人員確保や経営支援策等を検討してほしい（2件）。	重度障がい者を対象とするグループホームの整備は喫緊の課題であり、国の報酬改定や、都加算の見直しの状況も踏まえながら、具体的な方策を検討します。 (障がい福祉課)

No	寄せられた意見	区の考え方
15 68頁	地域活動支援センターについて、高齢障がい者の利用が以前より懸案事項であり、介護保険等への移行を含め、今後の具体的な方向性を示していただきたい。	高齢障がい者の移行が課題となっている地域活動支援センターを運営する法人との協議を継続して進め、具体的な方向性を検討します。 (障がい福祉課)
【くらし】柱立て（3）「就労支援の充実（それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援）」に関すること		
16 75頁	就労継続支援A型について、第5期の実績値が計画値を大幅に下回っている。この要因について、どのように分析しているのか。 次期の方針に「量の確保とともに支援の質を高める仕組みを検討」とあるが、その具体的な施策内容を示していただきたい。	平成29年度の報酬改定等により、A型事業所の運営が厳しくなったことで、新規参入事業所が全国的に激減した影響と考えています。 支援の質を高めることは、他の事業も含めた課題であり、具体的な方策は事業所の意見も伺いながら検討していきます。 (障がい福祉課)
17 79頁	優先調達について、区が購入する物品等の種目を拡大していただきたい。	障害者就労支援施設等で受託できる業務や販売品情報の集約と周知に取り組んでいます。具体的に拡大できる物品等あれば教えていただき、周知します。 (障がい福祉課)
【くらし】柱立て（5）「重度化・高齢化を見据えた拠点づくり」に関すること		
18 83頁	地域生活支援拠点について、今年度末までに整備するとあるが、具体的な準備状況は。	面的整備で実施することとし、必要な5つの機能を既存事業に位置付け対応できるよう、各事業の実施主体と協議を進めて、今年度中の整備を予定しています。 (障がい福祉課・障がい福祉センター)

No	寄せられた意見	区の考え方
【くらし】柱立て（6）「相談支援体制の強化」に関すること		
19 85頁 86頁	相談支援事業について、相談支援事業所に対する区独自の助成等の検討はしているか。また、事業所数が伸び悩んでいる要因と、相談支援体制の充実・強化等に関する具体的な区の施策を教えてほしい。	独自の助成は、どういう形の補助が効果的か検討している段階です。 事業所が増えない一番の要因は報酬単価が低いという点と考えます。 充実・強化は、事業所を増やすだけではなく質の向上等も求められており、トータルな取り組みが必要と考えます。 相談支援事業ネットワークで、相談支援専門員のスキルアップのための研修等を実施しています。 (障がい福祉課)
【まち】柱立て（1）「安心・安全なまちづくりの実現」に関すること		
20 87頁	福祉避難所について、協定の締結が済んでいない施設がホームページに載っている。老朽化した施設やバリアフリー未対応の施設も含まれていて、福祉避難所に適しているか再考の必要がある。	区が運営時に福祉避難所に指定し、民営化後に利用協定が締結されていないままの施設があり、昨年度より協定締結のため、施設を訪問し協議しています。 未協定施設のホームページ掲載は見直し、早期の協定締結に向け協議を進めます。 (災害対策課)
【まち】柱立て（2）「便利で快適な道路・交通網の整備」に関すること		
21 91頁	歩道のバリアフリー化について、福祉施設周辺の歩道を優先的に整備していただきたい。	バリアフリー推進計画の重点整備地区を優先的に進めています。重点整備地区では、福祉事務所周辺の道路はバリアフリーを優先的に進める重点整備地区に位置づけています。 (工事課)
22 91頁	点字ブロックの設置について、視覚障害者の安全な歩行に欠かせないので、次期の取り組み方針に記載してください。	「点字ブロックの設置や段差の解消等、歩道のバリアフリー化を実施する」と記載します。 (工事課)

No	寄せられた意見	区の考え方
23 92頁	ホームドアの設置について、割合ではなく区内に通る路線ごとに示してください。	区内鉄道駅のホームドア設置状況は現在改訂作業を進めている「障がい者のしおり2021」の中のバリアフリーマップに掲載します。 (障がい福祉課)
全体		
24	活動指標を過去形で表現しているものがある。実績を示す場合にはよいが、計画では目標や見込量を示すべきもので、過去形でない方が良い。	活動指標は平成30年に障がい者計画を策定した際に定めたものです。指標は計画の進捗状況を計るものであり、区の他の計画についても同様となっていることから、今回は見直しません。 (障がい福祉課)